

国家公務員の意識の現状に関する考察（その 18）

—08 年度の公務員制度改革論争を中心に—

大 貫 啓 行

はじめに

国家公務員を中心とする公務員の意識状況のあり方を現在進行形で観察・考察するという本稿での試みも今回が 18 回目となった。20 回 10 年間継続をもって一応の区切りとしたいと考えている。したがって、今回から 3 回は、将来の公務員制度改革の主要な課題に関して将来に渡っての検討を続けて行くことを含みとした総括的なものとなるよう心掛けたい。

1 公務員制度改革議論の高まり

公務員に不祥事が相次いだこともあって、既存公務員制度の抜本的な改革の必要性は、時の経過に伴い国民の大方の共通認識となって行った。公務員制度の全般的な検討を 07 年夏から続けてきた首相の私的懇談会は、08 年 1 月、「人事の内閣一元管理」と「政官接触の制限」を柱とする報告書をまとめた^(注1)。内閣人事庁を新設し、幹部公務員の採用や各省への配属を一括して扱う。再配置や中途採用を増やし、本庁管理職の半数を幹部候補として（I 種試験で）採用された者以外からの登用とすることを目指すなどが盛り込まれた。内閣による人事の一元化は、省庁縦割りの弊害除去には有効であることは明らかだ。官僚と政治家の接触を原則禁止するという「厳格なルール」

の下に管理することも、政官癒着軽減・防止には有効だろう。要は、その改革への実行力だ。勿論、改革に伴う弊害への対処は欠かせないが。

この時期、改革を妨げる最大の問題点は総理が頻繁に交替したことだった。公務員制度改革というテーマも前任安倍総理時代に設けられたものであったことから、福田総理は今ひとつ乗り気薄の様子だった。少なくとも意欲が感じられなかった。改革には抵抗がつき物で、それを乗り越える強い総理の指導性が不可欠だ。今回の報告書にも、官僚の意向を汲んだものと思われる自民党内有力者からの反対論も根強く聞かれた^(注2)。町村官房長官は当初から、報告書提出に際しての記者会見で、閣僚間の意見調整が不可欠との認識を示した。このような腰の引けた姿勢では改革がなしとげられるとは思えなかった。

改革の必要性は、官僚サイドからも少なからず聞かれ出した。人事院は「使命感に燃える優秀な人材が集まらなくなっている」（06年度年次報告）と危機感を率直に表明。その主とした背景はI種採用試験受験者の減少傾向が顕著になったことだった^(注3)。司法試験、公認会計士試験など難関の資格取得が熱気を帯び、就職先では金融関係、シンクタンクなどの人気が高まった。東大・京大など従来官僚を多数輩出してきた大学で官僚は人気がない職業とされるようになっていった。各省庁や人事院は主としてこうした人材確保面から危機感を高めて行った。

ただ、官僚の改革への本能的（本音）ともいえる警戒感は根強かった。官僚は閣僚や国会議員に働きかけることで、省益を実現してきた。したがって、「厳密なルール」などによって、これら接触を禁止することへの抵抗感が顕著に見られた。

引き続き項を改めて、公務員制度改革の論議や法案作成過程に焦点を当て、これら官僚の抵抗の側面を通じて、この時点での官僚の本音を具体的に分析して行きたい。なお、自公政権サイドによる公務員改革法案は一応できたが^(注4)、09年9月政権交代した民主党が65歳への定年延長、幹部給与の上昇抑制、地方自治体との幹部人材交流など異なる改革案を持っているため、

09年秋以降、公務員改革は仕切り直しとなることは確実。

2 公務員制度改革基本法

政府が08年通常国会に提出すべく準備にかかった公務員制度改革基本法案(仮称)議論は迷走した。ここでは表立った議論ができない官僚サイドの主として政治家を説得するという手法による裏工作を中心に考察しておきたい。

(1) 人事一元化

各省庁人事当局の心配は、将来幹部に昇格することを事実上保障するキャリア制度を廃止して、優秀な人材が確保できるのかということにある。首相の私的懇談会でキャリア制度の廃止を検討する段階で、官僚内で危機感が一段と高まった。キャリア制度への各方面からの批判の強さなどを織り込んで、落ち着いたのは内閣で一元的に人事を管理するということだった。官僚は人事庁構想には全面的に反対なことは改めて指摘するまでもない。反対だが、やむなく世論の動向からそうなるとすれば、その中で、どのように権益を確保するのかという発想になっていった。官僚にはこうした現実的な柔軟性がある。ただし形は譲っても実質は保持するというしたたかさは言うまでもない。

08年2月21日、衆院議場での光景(日経2・24)。渡辺行政改革担当相に対して町村官房長官は「人事庁を作れば閣僚の人事権が侵害される」と発言、渡辺大臣は「省益を超えた公務員を配置でき閣僚の人事権が強化される」と反論する一幕があった。この背景は、人事権を手放したくない各省庁が官僚に理解のある官房長官に頼り、閣僚の人事権などという発言になったのも官僚の考え出した理屈の影響だ。表に出て論争に参加できない官僚の根回しの一端がマスコミの耳に触れた一例とっていい。官僚は本能的に常に有力な政治家に自分たちの庇護者をしてくれる人物を探すのだ。

渡辺大臣の人事庁構想を首相が支持していることを公けにあかされて以降、

官僚は人事庁構想自体には反対せず、その権限を縮小して、各省庁の権限をできるだけ確保した形にすることが目標になった。

3月の法案作成最終段階では、人事案作成の権限を巡る人事庁と各省庁の争となった。幹部人事案作成権限は現状通り各省庁サイドに残す一方、部長級以上は「必要に応じて候補者名簿を作成することができる」という文言を入れ、内閣人事庁サイドも代替案を提示できるという折衷型で落ち着いた。

注目すべきは、正直なもので、各省庁側はこれで一安心ムードになったこと。官庁用語では「必要に応じて」は、補助的な役割ということになる。官僚から見れば、この表現では幹部人事の各省庁主導は明らかで、これまでと何も変わらないということになる。

最終案作成過程で幹部人事を巡る規定の表現が有識者懇談会の「人事庁による幹部人事の一元化」から「人事庁及び各省庁に属する」とさらに後退した。さらに「縦割り行政の弊害」との文言を削り、代わって「内閣としての一体性確保」と表現を「緩和」する修正を加えることになった。3月末の閣議決定を前に調整が難航したため、慎重派に一定の配慮をしたもの。各省庁官僚による、各省大臣などへの根回しなどを通じて、最後の最後まで、しぶとく抵抗した結果だった。官僚のこのように小修正を加え続けることでその実質を有利に変えてゆく常套手段には留意が必要だ。

（2）政官接触の原則禁止ルールの設定

懇談会では当初、政治家の口利きや圧力、官僚と政治家の癒着をなくすため、政治家と官僚の接触を特定の幹部に限定するという検討がなされた。官僚は地位の低下と受け止め猛烈に抵抗、政治家もこれまでの活動手段を失うとして反対した。こうした反対を受け、「厳格なルール」を設けての接触とするという妥協の報告書となったのだった。

法案作成段階で「大臣の指示を必要とするなど大臣による指揮監督をより効果的なものとするための規律を設ける」として、新たなルール作りは別途定めるとした。この種、別途定めるという表現は、官僚に任せるとということ

で、結局、現状と何も変わらないということを意味している。具体的な変化とはいえば、各省庁に政治家とのやりとりを担当する「政務専門職」を新設しただけだった。なお、最終案に担当局長・課長などが国会議員に接触するには「大臣の指示」を必要とすることを明記したことは政治家の口利きを排除する上で一定の効果は望めよう。少なくとも、大臣の逃げは許されないことになるから。

(3) 与党改革法案

08年4月4日閣議決定にこぎつけた公務員改革法案で「内閣人事庁」新設、官僚と国会議員接触制限が盛り込まれた。省庁の縦割り是正に向けた半歩前進であったが、詳細部分の制度設計を個別法に先送りしたのは、最初から官僚や族議員による巻き返しの余地を残したものであった。改革法案が最初からこのように腰の引けたものであることは改革への意思の欠如と言わざるを得ない。

(4) 民主党案

08年4月、民主党は政府の霞ヶ関改革に対抗して独自の案を打ち出した。政治主導強化を謳った民主党案の骨子は、幹部人事に関しては「内閣人事局」を作り、人事局が担当大臣などと協議した上で幹部人事を一元的に行うという渡辺大臣の官僚に修正される前の当初案に近いもの。定年を65歳まで延長することで「天下り」幹旋を全廃する。官房副長官を始め多くの政府役職を増やし、内閣の役職を兼任する国会議員を増やすなどの手段で幹部人事に首相の意向を反映させ、霞ヶ関の抵抗を抑えたとした。

(5) 3党合意

08年5月27日、自民、公明、民主3党は国家公務員制度改革基本法案に関する実務者会議を開き、共同修正の合意に達した。福田首相の強い意向を受け、民主党の主張の原則部分をほぼ呑む形での改革の方向を示したものに

留めるものとなった。その結果、縦割り行政の是正などは今後の制度設計や運用しだいということになった。

公務員人事を一元化するため内閣官房に「内閣人事局」を設置、官房長官が幹部候補者名簿を作成すると明記^(注5)。

労働基本権の取り扱いでは協約締結権の原則付与を求める民主党側に配慮、政府案の「検討する」から「国民に開かれた自律的労使関係制度を措置する」との前向きな表現に修正した。国家公務員と政治家の接触制限項目は削除し、記録作成や情報公開などで政官の癒着を排除することで折り合った。

「内閣人事庁」創設は「行政改革に逆行する」との民主党の主張により、内閣官房「内閣人事局」設置とした。I種試験採用者による「キャリア制度」は廃止^(注6)。政府案で「総合職」として政府が一括採用して各省庁に配置するとしていたものを、民主党の「新卒者の希望する官庁に就職するようにすべきだ」との主張を取り入れ、各省庁が個別に採用するという現状方式を踏襲することとした。民主党が強く主張していた「天下り禁止」は政権取得後の課題として見送った^(注7)。

合意した国家公務員制度改革基本法は08年6月6日成立。中央省庁の官僚の反発もくすぶっていることから、詳細な細部設計での骨抜きが懸念される。

3 地方分権化

08年春、政府の地方分権化推進委員会（委員長伊藤忠商事会長丹羽宇一郎）での中央省庁と自治体の事務の仕切りや国の出先機関の事務の地方への移管などに関する検討作業の過程で各省庁の「ゼロ回答」連発が目立った。福田首相も閣僚懇談会（08・3・21）で全閣僚に地方分権への取り組みを改めて指示した。

朝日新聞とのインタビューで推進委丹羽委員長は「地方に仕事を渡さない理由は屁理屈ばかり」と呆れ不満を爆発させた（08・3・22付）。同氏に指摘されるまでもなく、「公園の木も国の管理の方がよく育つ」などの官僚の発

言は「屁理屈」にもならない。官僚の世界でこうした発言があるとしたらそれ事態が異常。補助金や交付金煮ついて、「甘い権益を持っているから分権にウンと言わない」「各省庁は好き放題やってチェックもされない。まるで独占企業体だ」……など官僚批判を展開「大臣の指示に従わない官僚は左遷かクビにすれば良い」とまで発言している。丹羽委員長の豪腕に期待したいが、首相や大臣の積極的な関与がなければ成果につながることはないだろう。

分権委事務局への各省庁の資料提出が大幅に遅れた。20省庁中5省庁が締め切りを1ヶ月以上遅れての提出となった。「故意に遅らせているなら遺憾」丹波委員長は故意説まで出して牽制(08・4・17)。福田首相も「各省庁の対応は不十分。閣僚は政治家としての判断で取り組んで欲しい」と苦言を呈し、5月には増田総務大臣が推進委の1次答申が出される前から関係閣僚との個別折衝に乗り出した。

農地転用許可を都道府県ができるようにすることに対する農水省の反対理由は「食料の安定供給のため、国が全国的視野で農地を確保することが必要」。福祉施設の全国一律の基準を緩め地域毎に基準を作ることができるようにすることへの厚労省の反対理由は「一定水準の処遇と生活の質の確保する必要がある」。一応の理屈ではあるが、あまりに硬直過ぎないか。また、意思決定を住民の身近に移すことでチェックを容易にし、あるいは二重行政の無駄をなくするという当然の改革に対してさえ、省庁側の権限を手放したくない本音としか聞こえない反対論が多々見えた。

農地転用許可権限を死守したいとする農水省の抵抗は最後まで激しかった。農水省OBで農地転用を手がけてきた若林農水大臣は断固反対を叫び、既得権限を手放したくない農水省官僚は国会内で農水族議員への組織的陳情を繰り広げた。結局、政府の要綱案は玉虫色のものとなった。「移譲」の言葉が消え、「一次勧告尊重」との言葉を残すという妥協の産物となった。政権の求心力が低下していることを見透かした官僚のサボタージュとみなして良いだろう。

分権委が見直しを求める細部にわたる多くの国の基準がある。その一例。

厚生労働省は、保育所の基準は「生命・身体への重大かつ明白な危険から児童を保護する事務にあたる」として国による基準の義務付けが必要だと主張、ほとんどの基準の見直しに反対している。その具体的保育所に関する基準は：1歳児までの乳児室は1人当たり1.65平方m以上、ほふく室・園庭は各3.3平方m以上、2歳児以上の保育室は1人当たり1.98平方m以上。保育所長は医師でなければならない……など。国がここまで全国一律に定めなければならないのか？各自治体の判断と責任に任せて良いのではないか。

08年12月8日に取りまとめられた第2次勧告では、自治体の仕事やその方法・基準など国が定めているおおよそ半数の4076項目を不要として、廃止・緩和、自治体の裁量の拡大を指摘した^(注8)。各省庁の定める基準にはそれぞれの理由があることは理解できるが、現場に近い自治体の選択と責任にする方向での意識改革は欠かせないと考ええる。

4 その他論じられた項目

(1) キャリア制度

国家公務員I種試験合格者をキャリアと呼び、幹部候補者として各省庁の幹部昇進の扱いで、別格の扱いを受けている。全省庁合計で毎年約600人となる。この特別の昇進保障があるから優秀な人材が国家公務員試験を受けることにもなってきた。事実、公務員批判の中で、この特権が崩れる懸念が昨今の公務員志向の低下と一因になっている。

反面、特権保有者として独特の閉鎖的身分制度をなし、1回の採用試験に合格しただけで、その後の実績やそもそも能力の有無に必ずしもかわらずに生ぬるい昇任人事が横行するという弊害が生じてもいる。特に、I種試験以外の採用者の士気の低下が改革論者から指摘されてきた。

各省庁も、I種試験以外の採用者の中から、優秀な人材を中途からI種採用扱いにし、あるいは、特別に昇格させるなど、職員の士気高揚に配慮した運用をしており、改革論者の指摘するような硬直性は、大幅に改善されている。能力に疑問のあるI種採用者が幹部に昇格していくことによる弊害は否

定できない。

採用試験の改革によって、優秀な人材が公務員離れすることになっては元も子もない。

こうした懸念から各省庁は抜本改革に消極的だった。しかし、優秀な人材確保という配慮の下にどのような制度改革をすべきか。公務員を含め関係者の知恵を結集した検討が期待される。

公務員改革法案では「キャリア制度の廃止」、代わりに「総合職」「一般職」「専門職」の3種に区分して採用、幹部昇進は採用試験区分にかかわらず、能力・実績主義を徹底するとした。制度はどうかであれ、すべては運用次第ということ。Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種などの現状と総合・一般・専門職のどこにどのような違いがあるのかは不明といわざるを得ない。各省庁側に大きな変化が生じるという受け止め方は感じられない。

(2) 労働基本権

現在、基本的には団結権に限って認められている労働基本権を拡大すべし、その見返りに公務員に認められている各種保障制度の見直しもしようという主張。08年3月の法案作成過程で「国民の理解が必要不可欠であることを勘案して検討」と、結論が先送りされた。

労働基本権の制限は真に必要な場合に限るべきで、公務員だからといって、安易に制限すべきではない。公務員の身分保障にも弊害がありうる。公務員制度改革の過程で組織が廃止され、仕事が国から地方へ移管するようなことも生じてこよう。公務員に対する過度の身分保障が制度改革の妨げになってはならない。

(3) 戦略スタッフ

官邸機能強化策の一環として、官邸スタッフを強化すべしという議論がなされた。各省庁縦割り採用の弊害の除去の目的も期待された。

（4）秘密漏洩への罰則強化

法案化の過程で今後の課題として見送られた。秘密保持、一定時間を経ての情報公開など、情報に関するルールの再構築は重要な課題である。

5 消費者庁を巡る論争

新たな組織を作ることは、既存の省庁から見れば、何がしかの既得権限を失うことを意味している。新たな組織を作る構想に、既存の省庁が本能的に反対してしまいがちなことは避けられないようだ。消費者庁創設を巡る折衝の過程を見る限り、霞ヶ関各省庁の縦割りの弊害、省益を巡って行動する官僚の意識には何の変化も見られなかった。

消費者重視の看板を掲げる福田首相が、08年に入って、消費者庁創設に積極姿勢を示した。「消費者の接点となる役所の一元化は考えられても良い」との福田首相発言で霞ヶ関に動揺を生じた。消費者政策に関する法律は主要なものだけで20本以上。関連する省庁は主要なものだけでも経済産業省、農林水産省など10以上にまたがっている。

経済産業省がNOVAに業務停止命令を出したように、関連の省庁は近年、国民の関心の高い消費者保護に軸足を移し出していた。新たな組織創設はこれら省庁の既得権益に多分に影響してくることから、これら関連省庁からは「死活問題だ」などという感情的な警戒感が聞かれた。官邸主導で新たな組織の核になることになった内閣府国民生活局の力量に対する不信感も漏れ聞かれた。「内閣府の職員は三輪車に乗るのが精一杯なのにスーパーカーを与えられても乗りこなせない」といった声が政府高官から発せられたが、その背景は、警戒感を強める既得権益官庁の声が存在していることは容易に推測される。町村官房長官が「関係する組織を一括すれば全問題が解決するかというと、なかなかそうもいかない」といった発言も、既得権益を失いたくない省庁からすれば守護神のようにも映ったであろう。町村官房長官もそうした省庁の受けを狙っての発言だったとも取れる。

自民党消費者問題調査会は08年3月19日、「消費者庁」創設の最終報告を

まとめた。例によって、各省庁の関心は、自分たちの権限が奪われるかどうかの一点に集まった。最終報告に消費者庁に移管することが適切と明記された特定商取引法、消費生活用製品安全法などを所管している経済産業省幹部は、「消費者問題で法律を改善してきたのは自分たち。消費者庁へ権限を移管する必要はない」と、反発する（朝3・20）。他省庁も類似の反応。

福田首相の「強い権限を持つ新組織」との提唱を受け、内閣府外局として各省庁との総合調整と勧告権限の付与、下部組織に国家行政組織法8条に基づく委員会を置き、政策や行政処分に消費者側の意見を反映する最終報告。製造物責任法、景品表示法、金融商品販売法など22の法律を所管することを想定。法律という権限と担当部局の人員が縮小されることを警戒する各省庁は19日の閣僚折衝に期待をかけた。

要は省庁間の協議による着地点決定の争い。焦点になった業界監督権限に関しては、消費者から寄せられる苦情に関する検査権限、検査のための組織は既存の物を活用することで折り合った。新たな組織に強い権限を持たせるが、組織はスリムにする。

6月12日、岸田文雄消費者行政推進相が福田首相に報告・了承を得、30の法律の所管が決着した。引き続き調整の焦点は、各省庁から移す人員や予算に関する攻防。6月23日、首相は「行政組織の見直しには各省庁の抵抗があるのが通常だが、消費者庁を巡る調整はスムーズだった」と、自画自賛。6月27日の閣議で消費者庁09年度創設が決定した。

霞ヶ関からは「消費者庁を我が省の“出島”として使う」といった発言が漏れ聞かれた。省庁縦割りの岩盤は依然として堅固そのものであることは疑いが無い。

6 官庁サイドの縦割りの弊害是正の取り組み

官僚サイドも縦割りの弊害是正の必要性に気づいていないわけではない。しかし、そんな理想論よりも組織の論理にがんじがらめになっているというのが実態なのだ。また、新たな取り組みも、早期転職防止策としての色彩も

濃厚だ。

官僚サイドによる縦割りの弊害を減らす試みの一例を示そう。人事院が新たに設けた省庁の枠を超えた研修だ。08年1月、採用3年目の全中央省庁キャリア官僚を対象にした合同研修を実施することを決めた（08年度から埼玉県入間市の人事院公務員研修所で100人程の4グループに分け、2泊3日の研修実施）。研修の内容は直面している行政課題などの検討など。すでに実施している採用時に初任研修に加えて、3年目に初心を思い起こして、同期生として、省庁の枠を超えた仲間意識を養成することが主な目的。若手官僚の士気高揚によって、民間企業などへの中途転職・早期退職を防止したいという意図もあるようだ。08年度から実施された中堅職員の米国への実務研修型派遣制度も若手の士気高揚策だろう。

縦割りの弊害是正よりも先ずは、早期退職防止に取り組まなければならないほど、若手幹部候補公務員の志気が低下しているのではないか。

7 予算の使い方

予算執行、平たく言えば使い方について、公務員の意識への批判が相次いだ。08年1～3月、道路特定財源を巡る国会審議の中で、冬柴国交相は、国民に説明のつかない支出について何度もお詫びを繰り返した。

マスコミが集中批判をしたのは、収入の7割強を道路特定財源に頼っている上、国交省OBが35人も天下っている財団法人「公共用地補償機構」が丸抱えの職員旅行に1泊9万円も支出していたことだった。道路事業を啓発するミュージカルに03～06年度5億7千万円、89～06年度に職員のマッサージチェアやアロマセラピー器具など781万円。滋賀国道事務所では1060万円かけて道路整備への理解を求めるテーマソング「会いに行こうよ」のCD2千枚を政策し小学校に配布していた。

道路特定財源の多くは国土交通省所管の道路整備特別会計に繰り入れられている。特別会計は一般会計と別に特定の政策分野事業に当てられる。所管している省庁の公務員の意識としては、いわば自分たちが自由に使える便利

な財布といった感覚になっている。こうしたからくりによって、特定財源の使い道に、外部からの監視の目が届きにくいため、数多くの無駄遣いが行われてきた。予算の仕組み自体に欠陥のある構造的な問題といえる。

国土交通省は道路特定財源の使い道など問題点を洗い出し改善する改革本部を設置したが、何を今更の感。こうした小手先の対応では国民の理解は到底得られない。

国会審議の過程で、公費支出についてさまざまな疑問が出された。特に、道路特定財源の関係で国土交通省関係に注目が集まった。たとえば、地方整備局でのタクシー券の使用。大臣は、使用基準を設けていない8地方整備局などについて、適正な改正をしなければ新年度からの使用を禁止すると言わざるを得なかった。道路特定財源を主たる収入源とする関連財団で、職員福利厚生費で個人負担なしでの1泊10万円を超える豪華な親睦会をも開いていたことも暴かれた。軽油取引税（都道府県税）の暫定税率導入時（76年）の見返り交付金が各地のトラック協会のスポーツ大会の景品代や慰安旅行の補助などに使われていた（東京都トラック協会は06年度デズニーランド入場料割引に3542万円支出）。いずれもしっかりとした目的意識のないまま、交付金や補助金が漫然とばら撒かれた結果の惨状だった。透明性の低い補助金や交付金のあり方について根本的な見直しが待たれる。

8 防衛省の組織再編構想

08年、防衛省は組織再編を巡って揺れた。石破大臣の制服組（内局）と制服組（自衛隊）の統合を視野に置いた提案^(注9)に、背広組は現在まで保持している優位が崩れることへ危機感を募らせ、制服組も陸海空それぞれの中央組織を一元化することへの不安の声が先立った。

防衛省は、戦前、軍部が権力を拡大させたことへの反省から、長官による自衛隊への監督を背広組が補佐するという考えを基本に組織運営してきた。その結果として内局の幹部を独占してきた背広組幹部は、石破案に「制服組の権限が強化されれば、素人の背広組は部隊運用に口出しするな」という風潮

が強まる」と危機感を抱いた。石破大臣が陸海空各幕僚監部を一元化することを念頭に「陸海空が寄り集まった時に、トータルとして最適化が図られているかどうかを検証されていない」と語っていることへ、陸海空それぞれの抵抗感が強いが、ある制服組幹部は「各幕僚長の権限を一人に集中させると、出身母体以外のノウハウがないため適切な判断が下せない。陸海空の誰がトップになるかで、部隊の士気低下にもつながりかねない」と語っていた。

このように組織再編に対する論議で目立ったのは、制服組も背広組も、改革によってそれぞれの失いかねない権限（既得権）への懸念の声だった。

08年2月19日早朝、房総沖でイージス艦「あたご」が漁船「清徳丸」に衝突する事故が発生した。その説明が二転三転するなど防衛省の迷走振りが目立ち、結果として事故情報を隠蔽しているのではないか」という不信感を招いた。今回の報告の遅れは会場幕僚監部、内局部局双方、相手が大臣や首相に通報したものと思い込んでいたことが原因だった。その背景には自衛隊幕僚監部（制服組）と内局（背広組）の間の不信感に起因すると思われる連携の悪さが背景にあるものと思われる。内局には「制服組は現場の詳細な情報を上げていないのではないか」との不信感がある。制服組は「背広組は現場を知らず、机の上で考えた政策を押し付ける」と不満を募らせる。今回の反省の上に立ち、省内連絡体制見直し、事件を緊急事態のひとつに位置づけ、認知した各幕僚監部から直接内閣情報集約センターへの速報を義務付けた。

政府の防衛省改革会議（座長・南直哉東京電力顧問）は、08年7月15日、内局と制服組（「背広・制服組混在」）が協力して組織を活性化するという改革報告書をまとめた。その途端、内局・各幕共にそれぞれの権限確保を目指して新組織の具体案作りでの綱引きを始めた^(注10)。官僚組織の各組織間の確執・権限争いの熾烈さからみて、防衛省の改革の具体案作りへの壁は厚いと言わざるを得ない^(注11)。

9 出先機関の統廃合など

各省庁の出先機関に働く21万2千人は国家公務員32万8千人の実に3分

の 2 に近い規模になる。その中には自治体に移管した方が自治体とのダブリをなくし効率のいい運用ができるという声が強くなった。たとえば、全国知事会の独自案では国土交通省や厚生労働省など 8 府省の出先機関のうち、8 割に当たる 2 千 770 機関の廃止・統合を求めている。対象の職員約 9 万 6 千人中を約 2 万人に縮小合理化した上で、5 万 5 千人を自治体に移し、人件費、事業費 3 兆円ほどの財源を移譲すると提案した。政府の地方分権改革推進委員会（委員長丹羽宇一郎）も出先政府機関の統合の検討を進めた。

各省庁は激しく抵抗、霞ヶ関上げて反対の様相を呈した。政府の経済財政諮問会議の民間委員が見直し私案を示し、08 年 1 月末には、分権改革委員会 は具体案作成に向け各省庁へのヒアリングを開始した。各省庁は軒並み「ゼロ回答」で応じた。期限を切らなければ突破口は開けないと、経済財政諮問会議は 3 月末までの削減計画策定を決定した。

「札幌市に拠点を置く北海道開発局は、国土交通省にある北海道局や道庁などの業務と調整した上で、一体化すべきだ」との改革意見に対し、「国の役割、市町村の役割がある。一括するのが果たして効率的吗」と国土交通省幹部は反論、「全国横断的な行政が難しくなる」「地方の現場をしらない国の役所になってもいいのか」などと反発した。

官僚サイドの反対意見には、常識的に見て疑問を抱かせるものが少なくなかった。「国全体のモデル事業支援」「圏域を超えた広域ネットワーク」「国際的展開」をベンチャー企業や中小企業に支援するために、全国 8 箇所を経済産業局が必要とし、特にベンチャー企業の特許取得支援の必要性を強調した。本当に国の機関でなくてはならないのか。民間でも可能ではないか。公務員ややるとしても県庁で十分ではないか。また、国土交通省の国営公園の管理に関して。「樹木、動物などを全国的、圏域的単位で対応」する必要があるというが、意味がさっぱり分からない。常識的には公園の管理くらい県に任せられないわけがなかろう。……などなど。

権益を手放したくないというだけのことでないか。省益優先の官僚に依存した改革案策定に見切りをつけざるを得ないのではないか。改革担当者に

強い権限を持たせ、大鉈を振るわせるしかない。福田首相が丹羽宇一郎委員長^(注12)に「大変ご苦労していただいているが、頑張っていたきたい。」と激励したことが伝えられたが（日経 08・3・7夕ほか）、最高責任者の言としては空々しくはないか。公務員改革は内閣トップの総理の強い後押しと最終的決断がなくては進まない。

〔注〕

- 注1 懇談会座長岡村正東芝会長、報告書の首相への提出は08・2・5
- 注2 鳩山法相の「性悪説に基づき（政治家と官僚の）接触はいかんとするのは国を滅ぼす議論」など。
- 注3 06年度受験者はピークの96年度比約7割。
- 注4 民主党馬淵澄男衆院議員が08・4・4衆院内閣委員会で「人事原案を各省が作成することになったのは、誰が見ても後退だ」と批判するなど、民主党は改革法案に反対姿勢を貫いた。
- 注5 官僚の抵抗した政治家による人事権を明記したが、人事の原案を各省庁が作成するという現状とどこまで変わるかは不明。それでも、政治家が官僚の人事権を握っていることを明確にしたことは、官邸の各省庁幹部人事への関与を強化する上での前進として評価できる。
- 注6 採用年次に縛られずに能力本位での人事が行われるか。要は、運用が問題になる。内閣人事局による幹部人事の一元管理機能の実質的な実効性が最大のポイント。天下りの廃止など弊害の軽減につながるような運用に配することが望まれる。
- 注7 天下りを監視する再就職監視委員会の委員長・委員の人事は6月6日の本会議で不同意とされ、委員会は発足できなかった。10月10日、再就職の斡旋は新たに発足する「官民人材交流センター」に一元化された。
- 注8 道路構造：歩道の幅は歩行者の多い道路では3.5m以上、その他は

2m以上。

公営住宅：1戸の床面積は19平方m以上、80平方m以下。入居者の原則月収15万8千円以下で同居の親族がいること。

土地利用基本計画：国交相と協議し同意を得て作成。

主要作物の種子：都道府県は生産者が栽培中の出穂状況や栽培中の良否を審査し、証明書を交付。

- 注9 防衛省の本省機構を①防衛力整備②部隊運用③国会や国民に対する説明責任という3機能を担う部局に統合するという提案。特に背広組が予算や政策決定を主導してきた現在までの組織のあり方を見直すことの必要性を強調している。
- 注10 報告書では内局と各幕僚監部担当部局を一元化するとしたが、取り扱う範囲や組織の位置づけ「さらに検討」という表現に留めていた。
- 注11 たとえば、各幕の本音はこれまで自らが原案作成の実権を握ってきた防衛力整備に関して、内局が手を入れてくることへの強い抵抗感を抱いている。
- 注12 各省庁ヒアリングを受けて丹羽委員長は記者団に「まったくのゼロ回答もある。個人的には頭にきている」との発言するにいたる(08・4・8)。国土交通省は「国が管理を行うべき一般国道と1級河川の範囲を限定する方向で見直す」と説明したが、見直しの時期を問われ、「申し上げられない」と繰り返した。「検討」というのは役人にとっては「やらない」ということに等しい。こうした対応が延々と繰り返された。